

死んだ野鳥を見つけても

素手で触らないで

平成23年1月12日から19日にかけて、北海道浜中町で回収したオオハクチョウやカモ類の計5羽から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1 亜型)が確認されました。

これまでも全国各地で、野鳥等から高病原性鳥インフルエンザが検出された事例が相次いでいますので、衰弱したり、死亡した野鳥を見つけたときは、次の事項に注意してください。

【注意事項】

- 死んでいたり、衰弱している野鳥を見つけた場合は、素手で触らないようにしましょう。
- 鳥の排泄物等に触れた後は、手洗とうがいをしましょう。
- 水辺等に立ち寄って、糞を踏んだ場合は、念のために靴底を洗いましょう。

【お願い】

- 野鳥が大量に死んでいるのを見つけたら、お近くの市町村役場にご連絡ください。
- 不安がある場合、野鳥については後志総合振興局環境生活課、家きん(ニワトリ・アヒルカモ等)については後志家畜保健衛生所まで、ご相談ください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、人に感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

家きんとは？ その肉・卵・羽毛などを利用するために飼育する鳥の総称です！



《連絡先》

後志総合振興局環境生活課自然環境係 0136-23-1354

後志家畜保健衛生所 0136-22-2010

島牧村役場産業課(直通) 0136-75-6214

(島牧村役場)